

「自動車業界における取適法遵守のためのマニュアル」

誤記載に関するお詫びと訂正

本マニュアルの内容につきまして誤記載がございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

【訂正箇所①】 28ページ(よくある質問 Q21)

《誤》

【よくある質問 (代金の減額)】

Q21

当社は代金をすべて銀行振込で支払っているが、代金からその振込手数料分を差し引いて中小受託事業者に支払うことは減額として違反となるのか。

A

代金の振込手数料は本来委託事業者が負担すべきものです。

代金の振込手数料をどちらが負担するかを、事前に中小受託事業者と十分協議した上で中小受託事業者が負担する旨を書面等により合意していれば、委託事業者が負担した実費の範囲内でその振込手数料分を差し引いて支払っても取適法違反とはなりません。これに対し、事前の協議が十分でない場合や書面等での合意がない場合には、代金の減額に該当しますので、注意が必要です。

なお、振込みに日数がかかる場合には、振り込んだ日ではなく中小受託事業者が受け取った日が支払日となるので、支払遅延にならないような配慮が必要となります。

《正》

【よくある質問 (代金の減額)】

Q21

当社は代金をすべて銀行振込で支払っているが、代金からその振込手数料分を差し引いて中小受託事業者に支払うことは減額として違反となるのか。

A

代金の振込手数料は本来委託事業者が負担すべきものです。

当該手数料を中小受託事業者が負担する旨の合意の有無にかかわらず、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、代金の額から差し引くことは、取適法に違反します。※

なお、振込みに日数がかかる場合には、振り込んだ日ではなく中小受託事業者が受け取った日が支払日となるので、支払遅延にならないような配慮が必要となります。

※従来の公正取引委員会の運用は、代金の振込手数料をどちらが負担するかを、事前に中小受託事業者と十分協議した上で、中小受託事業者が負担する旨を書面等により合意していれば、委託事業者が負担した実費の範囲内でその振込手数料分を差し引いて支払っても違反とはなりませんでした。取適法の施行に合わせて、公正取引委員会の運用が変更されていますので、ご注意ください。

【訂正箇所②】 31ページ(違反事例6、違反事例7)

→削除

(訂正箇所①の「※」記載のとおり、公正取引委員会の運用変更に伴うもの)

【訂正箇所③】 31ページ(事例のポイント)

《誤》

事例のポイント

- 1円以上の端数を切り捨てることは一方的に代金を減額することとなり、問題となる。
- 委託事業者は、発注時に決定した代金の額を中小受託事業者の責任がないのに発注後に減額することは、いかなる名目・方法であっても、また金額の多少を問わず違反となる。
- 振込手数料は、事前に書面で合意していれば中小受託事業者の負担とすることも可。ただし、振込手数料の実額に限る。

《正》

事例のポイント

- 1円以上の端数を切り捨てることは一方的に代金を減額することとなり、問題となる。
- 委託事業者は、発注時に決定した代金の額を中小受託事業者の責任がないのに発注後に減額することは、いかなる名目・方法であっても、また金額の多少を問わず違反となる。
- **振込手数料についても、中小受託事業者が負担する旨の合意の有無にかかわらず、中小受託事業者に負担させ、代金の額から差し引くことは、違反となる。**

【訂正箇所④】 31ページ(未然防止のポイント)

《誤》

未然防止のポイント

- どんな名目でも、代金の額を減じるのは基本的にNG
- 合意して引き下げた単価を、合意日前に発注したものの単価にさかのぼって適用しないこと
- 振込手数料は、委託事業者が本来負担すべきもの
中小受託事業者に負担させる場合は、書面等による合意が必要

《正》

未然防止のポイント

- どんな名目でも、代金の額を減じるのは基本的にNG
- 合意して引き下げた単価を、合意日前に発注したものの単価にさかのぼって適用しないこと
- **振込手数料は、委託事業者が必ず負担すべきもの
合意の有無を問わず、中小受託事業者に負担させないこと**